平成２２年度　第２６回　役員会議事要旨

日　時　　平成２３年２月２３日（水）　１０時３０分～１２時２０分

場　所　　学長室

出席者　　学長，瀬口理事，中島理事，米倉理事，宮﨑理事，緒方理事

オブザーバー　　後藤学長室室長

審議事項

（１）佐賀大学学位規則の一部改正について

学長から，本件は，学位に付記する名称を学部の学科又は課程ごと，研究科の課程及び専攻ごとに授与される学位の名称を判り易くすること及び業務改善を図るために学位記の本籍表示を削除する案件で，２月９日の役員会で協議の上，２月１８日の教育研究評議会で審議した結果，了承されている旨の説明があり，審議の結果了承された。

（２）佐賀大学医学部附属病院規則の一部改正について

学長から，本件は，医学部附属病院に地域医療支援センターが設置されることに伴い，医学部附属病院規則の「中央診療施設等」に本センターを追加する案件で，２月９日の役員会で協議の上，２月１８日の教育研究評議会で審議した結果，了承されている旨の説明があり，審議の結果了承された。

（３）国立大学法人佐賀大学産学官連携推進機構及び地域貢献推進室再編検討委員会要項の制定について

学長から，本件は，産学官連携推進機構及び地域貢献推進室の再編構想策定のための委員会要項を制定する案件で，２月９日の役員会で協議の上，２月１８日の教育研究評議会で審議した結果，了承されている旨の説明があり，審議の結果了承された。

（４）法令遵守体制の確立について

学長から，本件は，本学の法令遵守に関する総括及び事象ごとの点検状況の確認体制と責任体制を明確にするための基本方針を策定する旨の説明があった。

また，総務課長から，本件については，２月１８日の教育研究評議会で意見を聴取した結果，了承されている旨及び本件を制定することにより，本年度内に平成２３年度の実施計画を作成・決定した上で実行する旨の補足説明があり，審議の結果了承された。

（５）全学教育機構（仮称）の設置に係る答申（審議事項）及び全学教育機構規則の制定について（協議事項）

学長から，２月１４日付けで全学教育機構（仮称）設置準備室から本機構の設置について答申があった旨及び今後の検討事項として，「人事・組織・運営に関する計画案」では，特に機構の審議機関の在り方と機構長等の選考方法及び「教育カリキュラム計画案」では，特に本学の教育の在り方の理念と方針等の確認を継続審議することとし，最終決定は役員会であるが，内容については，役員会だけでなく，教育研究評議会においても責任をもった審議をしていただく旨の説明があり，本答申については，学長提案のとおり了承された。

また，本日の役員会で本機構の設置に係る確認事項として，１）名称について他に提案がなかったため，全学教育機構とすること，２）本機構の設置を平成２３年４月１日とすること，３）機構長の選考について，暫定措置として学長が指名すること，４）機構の審議機関として，教授会設置を基本とするが，暫定措置として運営委員会を設置すること，５）副機構長及び各部門長等の選考については，暫定措置として，機構長が副機構長及び各部門長を指名，運営委員会のその他の委員は学長が指名する旨の説明があり，確認了承された。

なお，教務課長から，本機構規則は暫定的なものであり，主な点として，機構の目的，運営，機構長等の選考を内容としている旨及び本規則の内容が本学の基本規則等の改正にも反映すること並びに理事等からあった意見等を踏まえ，次回の役員会までに修正する旨の説明があり，改めて協議することとなった。

（６）その他

特になし。

協議事項

（１）平成２３年度国立大学法人佐賀大学収入・支出予算（案）について

―平成２３年度予算編成における経営戦略について―

学長から，本件については，予想される人件費差額を当初から組替えたため，試行的部分を含んだ予算案になっている旨の説明があった。

また，財務部長から，収入・支出予算（案）のポイント等，前年度と比

較した場合の主な変更点について説明があった。
なお，検討の視点として，附属病院人件費に係る積算額と予算額との差額分の附属病院への返還方法及び予算額と実績額との差額分の取扱いについて補足説明があった。
さらに，学長から，戦略的な予算配分をする場合は，その根拠となる財源の説明が必要となるため，事項ごとに予算枠の見直し・再評価をして，新たな財源を生み出すこと，また，今回の予算は，あくまでも人件費差額による措置であり，次年度以降の措置については未定であること，また，病院収入の余剰金を病院へ還元する取扱い（目的積立金の在り方）の見直しについては，次回の役員会で協議すること及び法人本部の病院に対する借金については，病院経営に不測の事態が発生した場合，法人本部が支援する体制であると共に，本学の全ての教職員にご理解いただきたい旨の説明があり，協議の結果了承され，直近の教育研究評議会及び経営協議会並びに同評議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

（２）佐賀大学全学教育機構規則の制定について
本協議事項については，審議事項の（５）に併せて協議した。

（３）国立大学法人佐賀大学安全保障輸出管理規程等の制定について
学術研究協力部長から，本件は，平成２１年１１月から安全保障輸出管理に関する改正外為法が施行されたことに伴い，技術取引規制の見直しと罰則強化等の措置が講じられることとなったこと及び文部科学省からも外為法を踏まえた実効的な輸出管理を行うよう改めて依頼があったことなどから，本学の安全保障輸出管理体制構築のための規程及び実施細則を制定する旨の説明があった。
その後，学長から，本規程等は容量が多いため，次回の本件に関する会議までに確認していただきたい旨と本件の規程等が該当すると想定される部局に特に検討願いたい旨の要望があり，引き続き協議することとなった。

（４）国立大学法人佐賀大学知的財産基本ポリシーの制定について
中島理事から，本件は，「知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画」に基づき，知的財産に関するルールの明確化を図るため，本学においても平成１６年４月１日付けで「国立大学法人知的財産及び利益相反管理規則」，「同知的財産管理規程」等を整備しているが，学外者の視点からは，本学の知的財産に対する基本方針等が明確となっていないため，また他大学の状況を踏まえ検討した結果，本学も知的財産基本ポリシーを制定することで，産学官連携の一層の推進を図る旨の説明があり，協議の結果了承され，直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

（５）その他
　　特になし。

報告事項

（１）事務組織の見直しについて
　総務部長から，本件については，事務改善委員会で検討した結果，今回は，総務部と企画部を統合し，新総務部として総務課，企画評価課及び人事課の３課体制とし，業務の一部見直しに伴い３名の人員を削減する旨の報告があった。

（２）平成２２年度就職内定状況について（２月１日現在）
　学務部長から，本件については，昨年度の同時期と比較した場合，学部で３．９％の減，大学院で１．４％の増，平均で２．６％減となっており，昨年とほぼ同様である旨及び１２月１日現在より平均で９．２％の増となっている旨の報告があった。

（３）第１期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について
　米倉理事から，本件については，評価結果の全体的状況としての評定は，ほぼ「良好」であり，特に業務運営の改善及び効率化は，「非常に優れている」と評価されている旨及び平成２０，２１年度の教育学研究科の定員超過については，入学定員の見直しを含め定員超過の改善を求められている旨の報告があった。また，今回の評価結果（原案）について，本学として，意見の申立てを行うかの判断は，明日開催の大学評価委員会の審議の上，申立てを行わない場合，臨時役員会をメール審議等でお願いする旨の報告が併せてあった。
　また，学長から，教育学研究科の定員超過について確認したところ，当研究科において定員超過率（定員の１３０％以内）を守る必要性の認識がなかったこと，第１期の評価としてペナルティを課す旨を通知したこと及び今後の実行可能な計画案を求めたことの報告があった。

（４）その他
　学術研究協力部次長から，昨日発生したニュージーランド地震における本学の学生の安否状況について報告があった。

　総務課長から，本学のスタッフジャンパーが準備できたことにより，２月２５日の入学試験から着用する旨の報告があった。